（様式5-Z）

財産管理に関する契約

委任者　　　　　　　様（以下甲という）と受任者 【財産管理サービス提供者名】（以下乙という）は、次のとおり財産管理についての契約を交します。

（目的）

第１条　本件契約は、自らの手による日常の生活に必要な財産の管理等が困難な方が、安心して日常生活を送るために必要かつ有益と認められる財産の保全と管理についての支援を行うために交わすものです。

（対象となる財産）

第２条　乙による管理の対象となる甲の財産等は、別紙「預かり財産目録」(様式6)記載の財産とします。

（対象となる事務）

第３条　乙による管理の対象となる事務の範囲は以下のとおりとします。

１　財産等の保管

(1) 預貯金通帳 (5) 契約書類

(2) 年金証書 　　　 (6) 実印 、印鑑登録カード

(3) 保険証券等 (7) 銀行印、キャッシュカード

(4) 権利証 　　　 (8) その他、乙が適当と認めた書類

２　財産等に関する下記の事務

(1) 預貯金の払い戻し・振替

(2) 年金および手当ての受領確認

(3) 公租公課その他、公共料金などの振替

(4) 福祉サービス利用料の振替

(5) その他、甲の権利擁護のため必要な事務

３　前項に掲げる事務の内、本契約が対象とする事務の内容は、甲乙協議・決定の上、「委任事務目録」(様式7-1)に明記することと致します。

(本契約事務開始時期)

第４条　本契約手交の日から本件契約事務を開始します。

（記録）

第５条　乙は本契約を履行するに際し、「預かり財産目録（様式6-1）」作成します。

なお「預かり財産目録」は、お預かりする財産の追加または変更あるごとに追加・削除します。

(振替業務)

第６条　乙は、甲から預かった「財産等」の振替にあたっては、甲からの文書による依頼にもとづき、振替を行います。

（受任者の報告義務）

第７条　乙は、甲又は本契約に署名押印のある主要関係人からの文書による依頼があれば、適宜同報告を文書にて行います。

（利用料）【利用料制の場合】

第８条　この財産管理についての契約にかかる費用について、乙は、別紙「財産管理利用料」(様式３)に従って、毎月　本件契約の対象となる財産から支払いを受けることができるものとします。

２　この契約手交後、「財産管理利用料」（様式3）に規定する利用料が改定された場合には、改定後の利用料を乙に支払います。

３　乙は、利用料等の変更の予定日から１ヶ月以上前に、甲又は本契約に署名押印のある主要関係人にその内容を通知するものとします。

４　甲又は本契約に記名押印もしくは署名のある主要関係人は、利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を乙に文書で通知することで、この契約を同変更日前に解約することができます。

（会費）【会費制の場合】

第８条　この財産管理のサービスを受けるにあたって、甲は乙に次にあげる会費を支払う。

２　この契約手交後、会費に規定する利用料が改定された場合には、改定後の会費を乙に支払います。

３　乙は、会費の変更の予定日から１ヶ月以上前に、甲又は本契約に署名押印のある主要関係人にその内容を通知するものとします。

４　甲又は本契約に記名押印もしくは署名のある主要関係人は、会費の変更を承諾しない場合には、その旨を乙に文書で通知することで、この契約を同変更日前に解約することができます。

(解約)

第９条　甲は、３カ月以上の通知期間を経て、いつにても、この契約を解約することができます。ただし、甲に、法令により権限のある者または身元引受人が存在する場合は、その承諾を得なければ、解約することはできません

２　乙は、次の各号の一に該当するときは、３カ月以上の通知期間を経て、この契約を解約することができます。この場合、乙は甲の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めます。

(1) 甲が、３ケ月以上にわたった利用料金を滞納したとき。

(2) 甲が乙の判断するサービス可能エリア外の市町村へ転出したとき。

(3) 家庭裁判所から甲の成年後見人が選任されるなど、甲との契約が不適当　と認められる事態が生じたとき。

(4) ６ケ月以上業務が発生しないとき。

３　解約された場合には、甲又は本契約に署名押印のある主要関係人に最新の預かり　財産目録とともに残余財産を引き渡します。

（本件契約終了後の預かり財産の引渡し）

第１０条　この契約は死亡時に終了します。

２　上記終了したときは、乙は、甲の財産の保全・管理に不適当と認められる特別の事情がない限り、速やかに、甲が予め指定した者（遺言書等）に、最新の預かり財産目録とともに残余財産を引き渡します。

３　甲が予め指定した者（遺言書等）がない場合は、乙は甲の法定相続人もしくは相続財産管理人に引き渡すものとします。

（秘密保持義務）

第１１条　乙及び乙の職員は、業務上知り得た甲等の秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしません。

２　第１項の規定にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、施設内虐待防止法等に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱い)

第１２条　甲は、乙が、以下の目的のため、この契約の記載内容および財産管理の経過等の甲の個人情報を利用することを承諾します。

(1) 本件財産管理についての契約書の実施のため

(2) 乙の会計、経理処理のため

(3) 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談または届出等

(4) 本件財産管理等業務の維持、改善のため

(5) 第三者評価機関および審査機関に対する情報提供のため

(6) 法定後見申し立て時の書類作成のため

(損害賠償)

第１３条　乙がこの契約に基づく管理を怠って甲に損害を与えた場合、損害を賠償します。但し、乙が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、この限りではありません。

（契約に定めのない事項）

第１４条　この契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲、乙、法定代理人(補助人・保佐人・後見人) 又は本契約に記名押印もしくは署名のある主要関係人の協議により定めます。

（合意裁判管轄について）

第１５条　この契約書について、やむを得ず訴訟となる場合は、乙の事務所住所地を所管する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以上の契約を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、および主要関係人（存在しない場合は２通）、各１通を保有するものとします。何らかの理由で、甲が、署名代筆を必要とする場合は、本契約に記名押印もしくは署名のある主要関係人が、署名代筆者になることができるものとします。但し、本契約に記名押印もしくは署名のある主要関係人は、本契約の履行において、甲と連帯責任を負う場合があります。